

報道機関各位

市長公室危機管理担当

タイトル ～やさしさと笑顔で走る兵庫の道～春の全国交通安全運動が始まります。

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	春の全国交通安全運動の実施について
日時	令和8年4月6日（月）から4月15日（水）まで
場所・住所	市内一円
趣旨・目的（PRしたいこと）	<p>1 趣 旨</p> <p>春の全国交通安全運動が4月6日（月）から4月15日（水）までの間実施されます。期間中は、広報啓発活動や交通指導員による立ち番の強化を行い、交通事故防止の徹底を図ります。</p> <p>2 その他（添付資料）</p> <ul style="list-style-type: none">・令和8年度「春の全国交通安全運動」主要行事実施計画・啓発リーフレット「春の全国交通安全運動」・啓発リーフレット「改正道路交通法」 <p>※別紙のとおり</p>
問い合わせ先	部課係名：市長公室危機管理担当 担当者名：西畑 ・ 上杉 電 話：0791-43-6866 （内線 2363） F A X：0791-43-6892

○添付資料 有 無 ○ホームページへの掲載 有 無 ○議会報告 有 無

令和8年度「春の全国交通安全運動」主要行事実施計画

行 事 名	日 時	場 所	主 催	内 容
交通安全運動 街頭キャンペーン	4/6(月) 10:00~11:00	イオン赤穂店	警察・市 ・安全協会	来店者に対してチラシやグッズを配布し、交通安全意識の高揚を図る
街頭キャンペーン	4/10(金) 10:00~11:00	主婦の店赤穂店	警察・市 ・安全協会	来店客等に対して交通安全指導を実施し、自転車交通ルールの周知を行う。 (交通事故死ゼロを目指す日)
街頭キャンペーン	4/13(月) 10:30~11:00	主婦の店塩屋店	警察・市 ・安全協会	来店客等に対して交通安全指導を実施 (自転車交通ルール周知)

令和8年度

春の全国交通安全運動

令和8年4月6日(月)～4月15日(水)

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

一般財団法人兵庫県交通安全協会主催

令和7年度 児童・生徒の交通安全ポスターコンクール 金賞



洲本市立鳥飼小学校2年生(当時)上田 望結 さんの作品

4月10日(金)は「**交通事故死ゼロを目指す日**」

兵庫県交通安全対策委員会
(一社)兵庫県自動車整備振興会

(一社)日本自動車販売協会連合会兵庫県支部
(一社)日本自動車連盟兵庫支部

通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保

みんなで通学路や生活道路を見守りましょう

4月は、交通環境に不慣れな新入学の子どもが登校・登園します。地域や家庭で、日頃から通学路や生活道路の安全を確かめ小さな命を守りましょう。

歩行者も交通ルールを守りましょう

横断歩道の通行、信号を守るなど基本的な交通ルールをしっかりと守りましょう。歩きスマホは危険です！周囲の交通状況を把握して交通事故に遭わないようにしましょう。



「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

ながらスマホや飲酒運転等の悪質な運転を根絶しましょう

ながらスマホは危険で迷惑です！絶対にやめましょう。酒を飲んだら車を運転しない。運転する時は酒を飲まない。運転する人には酒を飲ませない。をみんなで徹底し兵庫県から飲酒運転を根絶しましょう。

横断歩道合図（アイズ）運動プラスを実践しましょう

横断歩道は歩行者優先です。「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

シートベルト・チャイルドシートを適切に使用しましょう

車に乗れば全座席でシートベルトを着用しましょう。チャイルドシートは子どもの年齢や体格に合わせて適切に使用しましょう。



自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

自転車や特定小型原動機付自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう

ヘルメットを着用することによって、交通事故に遭った際に自分の命を守ります。4月1日から自転車の交通違反に対する青切符適用が始まりました。自転車も車両です。信号や一時停止をしっかりと守って安全運転に努めましょう。

自転車安全利用五則を守りましょう

- ・車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ・交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ・夜間はライトを点灯
- ・飲酒運転は禁止
- ・ヘルメットを着用



人とクルマと、ここから未来へ。

兵庫県自動車整備振興会

<https://www.haspa.or.jp>



自販連では交通安全情報として様々な啓発動画を公開しております

- ・お得なエコドライブ
- ・自動車が水没した場合
- ・あおり運転への対処
- ・危険を予測した運転等々



(自販連HP)

(一社)日本自動車販売協会連合会
兵庫県支部



あなたも一緒に

優しい運転で、みんなが笑顔に。

Omoiyalty Drive

思いやりドライブ

はじめませんか？

詳細はこちら



JAF

2026年4月1日から

自転車への青切符の導入！

交通反則通告制度

詳しくは
こちら



対象は16歳以上！

こんな違反は
反則金の対象

以下は一例です！

自転車関係事故の構成比や自転車の違反による検挙件数が増加し、取締りに実効性や合理化が求められる中、交通反則通告制度の導入により、比較的軽微な違反については、迅速かつ円滑に処理されることとなります。

携帯電話の使用等（保持）

反則金 12,000円



信号無視 （赤色等）



通行区分違反 （車道の右側通行、歩道通行等）



反則金 6,000円

イヤホンの使用※

※ 必要な音が聞こえないなどの場合



一時不停止



無灯火



反則金 5,000円

遮断踏切立入り



反則金 7,000円

二人乗り



並進



反則金 3,000円



ご存じですか？ 自転車の歩道通行ルール



2026年4月1日から青切符による自転車の取締りが始まります！

自転車は車道通行が原則ですが、次のような道路標識・道路標示がある歩道は、普通自転車で通行することができます。



「普通自転車歩道通行可」
の道路標識・道路標示

この標識標示がある歩道は、
例外的に自転車で通ることが
できます。

ただし、どんな走り方でも
いいわけではありません。



歩道を通行する時のルール（原則）

① 通行できるのは**普通自転車だけ**

車体の大きさが長さ190cm、幅60cmを超えない
などの一定の基準を満たすもの

※タンDEM自転車や牽引自転車等はダメ

② **車道寄り**を通行

歩道の中央から車道寄りの部分を通行してください

③ 通行する速度は**徐行**

徐行とは、すぐに止まれる速度のことです

④ **歩行者を優先**

歩行者の通行を妨げそうなときは、必ず「一時停止」
してください

※ベルを鳴らして避けてもらうのはダメ

上記①～④に違反した場合

※ 2026年4月1日から

①, ②：通行区分違反（反則金 6,000円）

③, ④：歩道徐行等義務違反（反則金 3,000円）

また、道路標識・道路標示がない歩道でも、次のようなときは、普通自転車で通行することができます。

このような方が運転するとき

70歳以上の方

一定の身体障害を
有する方



13歳未満の方

やむを得ないと認められるとき

道路工事や連続した駐車車両等のため
車道の左側を通行することが難しいとき



著しく自動車の交通量が多い、
車道の幅が狭いなど、
通行すると事故の危険があるとき

子どもや高齢者等は、
無理して車道を
走らないで！